

チ識オタイ、斯ウ考ヘテ居ルノアリマス

○菅田國務大臣 御答へ致シマス、村松君ガヨク御承知ノ通り、「ヨーロッパ」ニ於ケル産業革命以後ノ勞働運動ノ他ノ大陸諸國ニ於テモ、又「ドイツ」其

階級闘争ノ渾動ヲ駆リ立テルヤウナ方

向ニ向ツテ來テ居ツタノザアツテ、少

クトモ第一次世界大戰ニ至ルマデノ社

會渾動ハ、社會主義運動ノ眼目トシテ

階級闘争ノ觀念ニ左右サレテ來タノアリマス、ソレニ對スル反動ハ戰後ニ

於ケル「ナチス」ノ思想トナリ、或ハ「イ

タリア」ニ於ケル組合國家ノ渾動トナ

クテ、ドチラカト言ヘバ、強權ヲ以テ

自發的ナル勞働運動ヲ抑壓シタ形ニナ

ツテ居リマス、其ノ形態ガ今回ノ第二

次世界大戰ニ依ツテ忌憚ナク缺陷ヲ暴

露シテ、遂ニ「ナチス」運動、「ファッ

シ」運動ガ斯様ナ惨メ失敗ニ終ツタ

コトハ御承知ノ通りアリマス、隨テ

新シキ世界ノ勞働觀ハ、此ノ過去ノ二

失敗ニ顧ミテ、新シキ舞臺ニ飛躍

シテ行カナクテハナラナイ、其ノ背後

ヲ成ス思想ハ、學者ノ說ヲ聽ケバ色々

離カシイ言葉ヲ發表サレテ居ルアリ

シヨニ依ル張羅ノ思想、ソレ等ノモノ

ノ犯シ來ツタ過チ能ク反省シテ、癸

シテハ、此ノ十九世紀ノ階級闘争の思

想並ニ其ノ後ニ現ハレタル「ファッ

シ」ノエル張羅ノ思想、ソレ等ノモノ

ノ立場ヲノミニ擁護スル目的ニ於テモ、決

シテハ勞働者ノ立場ヲノミニ擁護スル

ト云フコトニ盡キテ居ルノデハナイン

デアツテ、原案ニ現ハレテ居リマシタ

社會的、經濟的、政治的地位ノ向上ヲ

圖リ、而シテ文化ノ發展ト經濟ノ興隆

ニ寄與スペキデアルト云フコトハ、之

ヲ事業主ノ側カラ見テモ、國家ノ側カラ

見テモ、勞働階級ノ権利、利益ノ擁

護ト同時ニ、勞働階級自體モ亦社會國

家ノ文化、經濟ノ興隆ニ寄與スペキモ

ノデアルト云フ意味ヲ示シテ居ルノデ

アリマシテ、第一條第一項ノ精神ハ其

ノ間ニ何等階級的ナ利害關係、階級的

ナ「イデオロギー」ヲ含ンデ居ルモノデ

ハアリマセヌ、此ノ意味ニ於テモ本法

案ハ寧ロ新シク一步一歩踏出シテ居ルモ

ノデアリ、從來ノ勞働法制ノ觀念ヨリ

モ更ニ積極的ナ精神ヲ茲ニ盛込ンダモ

ノデアル、斯様ニ私ハ信ジテ居リマス

ガ、要スルニ只今ノ御答辯ヲ私組合シ

私展開シヨウトハ思ヒマセヌ、只今ノ

常識的ノ御考ヘノ程度ヲ滿足致シマス

ノデアル、斯様ニ私ハ信ジテ居リマス

ガ、要スルニ只今ノ御答辯ヲ私組合シ

マスルト、資本家側モ勞働者側モ相提

携シテ產業ノ興隆ト云フ點ニ集中的ニ

現ハレルヤウニト云フ御希望ノヤウニ

私拜聴致シマシタ、ソレハソレデ分リ

マス、ソコデ本法案ノ構成ヲ見テ居リ

講、茲スベキ義務ヲ其ノ中ニ盛ラレテ

ト云フコトニ盡キテ居ルノデハナイン

ク、資本家側ニモ課シテ行クト云フ方

ト云フコトニ盡キテ居ルノデハナイン

カラ、其ノ點ハ後日速記録ニ付テ御承

知頃ヨリヒタイト思ヒマス

○村松委員 本法案ガ產業ニ於ケル勞

務ニ關スル部分ノミヲ取上ゲタノデア

ルト云フ風ニシテ解決スルカト云フヤ

ニテ見ルト、是ハ非常ニ特殊のアリマス

リマス、先程大臣ハ此ノ法案ハ先進諸國

ニ比較シテ何等遜庭ノナイモノデアル

ト言フ、其ノ先進諸國ガ法律ノ上ニ於

致シマシタ所ノ各國ハ、法律ノ有無ニ

拘ハズ新シイ勞働運動ニマチ今發展

律ハソレハ過去ニ於ア作ツタノデアリ

マスガ、戰後ト云フ新シイ經濟ニ突入

致シマシタ所ノ各國ハ、法律ノ有無ニ

拘ハズ新シイ勞働運動ニマチ今發展

セントシテ居ルノデアリマス、ソレハ

テヨリカツ例ニ取ツテ申上ゲルマデ

モナク、單ナル此ノ程度ニ終ツテハ居

ト云フ點ニ於テ、略々資本家方面ニ對シ

題ニ關スル部門ハ網羅シテ居ルト考ヘ

内部ニ何等關係ナシニ孤立シタル勞

務ヲ取上ゲタト言ヘバ、私共ノ觀念ト

シテハ出來ナリノデアリマス、實際ニ勞

務ノ運営無關係ナシニ是ガ決定セラレル皆

ト云フ點ニ於テ、略々資本家方面ニ對シ

題ニ關スル部門ハ網羅シテ居ルト考ヘ

内部ニ何等關係ナシニ是ガ決定セラレル皆

面ニ施設ヲスル以外ニ途ハナイノデハ
アルマイカ、斯様ニ考へテ居リマス、
併シ是ハ私ノ頭ニ持ツテ居ル考へ方ナ
アリマシテ、内閣ノ全體ノ方針トシテ
徹底的ニ具體策ヲ立テタト云フ程度ニ
相当脱線ワ致シマシタ、然ルニ詳シイ
御考ヘラ拜聴致シテ感謝ニ堪ヘマセ
メ、具體的ニ引領シテ個々的ニ御詔ヲ
シテ見タイト思フ、先程私労働者ノ賣
任ノ問題ニ關シテ申上ゲテ居ツタノザ
アリマス、勞働ト云フモノニ關聯シテ
ノミ本法案ヲ取上げタイト仰シャルノ
デスガ、是ハドウシテモ私聯ニ落シマ
セヌ、一體會社ガドンナ成績ヲ擧ゲテ
居ルノダ、又其ノ成績ト云フモノガ勢
情者ノ勞働ニ依リ「コスト」ガ低下ヲシ
テ居ルカ居ラヌノカ、又貢貢ヲドノノ程
度ニ要求シテ行ケバ此ノ產業ガ成立ツ
テ行クノカ、是レ以上ニ要求シタナラ
ハ此ノ產業ガ潰レルノカドウカト云フ
ヤウナコトハ、是ハ單ニ產業内部ニア
リマスルケレドモ、經營ト云フモノニカ
テ離レタ勞働ト云フ側ダケワ掘ンデ規
正シタノデハ、是ハドウシテモ分ラヌ
售アリマス、詰リ私共ノ一番考ヘマ
スノハ、何ト旨ツテモ資本ノ最大限度
ノ活動力モ期待スルガ、勞働ノ力ト云
出来ナインデハナイカト思フノダアツ
テ、經營ト云フモノト勞働ト云フモノ
ク「タツチ」スルト云フコトガナケレバ
ガ何カ別個ニアルヤウナ御考へ方デ、
ハナツテ居ナインデアリマス、此ノ點
ヲ御諒承願ヒマス

面ダゲフ規定シタノダト云フ御考ニ
ハ、ドウモ承服ガ出来ナイノデアリマ
スガ、寧ロ具體的ニ之ヲ御満不スルナ
ラバ、勞働協約ノ中ニ經營參加ト云フ
ヤウナ方面モ盛り得ルカドウカ、斯ツ
御尋ネシタ方ガヨリ具體的デナイカト
思ヒマスガ、御意見ハ如何デアリマス
カ

○菅田國務大臣 御答ヘヲ致シマス、
勞働協約ノ内容トシテ外務省者ノ企業參
加ヲ認メルコトガ出来ルカドウカト云
フコトデアリマシダガ、其ノ點ハ全ク
自由デアツテ、何トデモ雙方ノ合意ニ
依ツテ定メルコトガ出来ルヤウニ致シ
テ居リマス

○村松委員 其ノ御答ヘハ私ハ満足致
シマス、モウ一過別ナ方面カラ考ヘテ
見マスト、今日ノ經濟情勢ノ中、殊ニ
食糧ナラ食糧ト云フ點ソレツテ考ヘテ
見マス、其ノ食糧ノ問題ヲ解決スルト
云フコトハ、勞資ノ闘争ノ中ニ於テハ
解決出来ナイ問題ガ寧ロ多イノデアリ
マシテ、是ハ御承知ノ通り、新聞ニ現
在ノ生活問題ヲ中心トスル賃金ノ値上
問題ガ盛ニアル、此ノ間モ私考ヘタ
ノデスガ、北海道ノ鐵道從業員ノ要
求、米ノ四合配給、其ノ賃金ノ何倍
ノ値上、年末賞與ノ何倍ノ給與、色々
ト思ヒマス、思ヒマスガ、倘テ之ヲ此
ノ労働組合ノ範圍ニ於ケラバ解決
云フヤウナ要求ハ、是ハ私共トシテ無
理カラヌコトデアリ、至ク其ノ通りメ
ト思ヒマス、思ヒマスガ、倘テ之ヲ此
ニ於テナラバ、賃金ノ値上ダケテ解決
出來タ、隨テ貨金ノ増額ニ應ジ得ルヤ
シ得ルカ、賃金ノ値上ト云フコトハ、
是ハ昭和六年當時ノアノ經濟情勢ノ下
テハ、是ハモウ賃金ノ値上ダケテ解決

シ得ル、併シ今度ノ問題ハ別ナソニデ
ス、直接ニツ貿金ノ値上ゲト云フヨリ
モ、米ヲ提携セヨ、斯ウ云ノ問題ガア
ルノデアリマシテ、私ハ是ハ現在日本
ニ労働協約ヲ締結シ得ルノダト云フ御
意見、サウシテ其ノ自由ニ締結シ得ル
ト云フコトダケテ問題ハ解決シナイノ
デハナイカト思ヒマス、他ノ面ニ於テ
別ナ指導ヲナサルト云フ、寧ロ其ノ方
面ヲ活カサレル、四合ノ配給ト云フコ
トニナレバ、私ハ此ノ際ニ於テハ何ド
言ツテモ石炭労務者ニ對シテ政府ガ御
執リニナラントスルヤウナ労働者ノ生
活改善、労働條件ノ維持改善ニ關スル
至簡の方法ヲ御執リニナラナケレ
バ、勞資ノ間タケテ解決シヨウト云フ
ヤウナコトダケデハ出來ナイ現在ノ經
済情勢ニアル、斯ウ考ヘラレルノデア
リマスカ、左様ナ食糧ノ直接國家的ノ
補給ノヤウナ問題ニ關シマシテハ、ド
ンナ風ニ御考ヘニナツテ居ラレマス
カ、御意見ヲ漏ラシテ貳キタイト思ヒ
マス

勞働問題モ工業ノ能率ノ問題モ總テ業
ツテ食糧ニアルト云フコトガ現状デア
リマス、其ノ事ハ今期議會始マツチ以
來各方面ノ論議ノ的トナツテ居ルコト
デアリマスカラ、私カラ詳細ヲ申上ゲ
ル必要モナイト思ヒマス、出來ルナラ
バ三合ノ配給、四合ノ配給、更ニ進ン
デ配給ナキ自由食糧獲得ノ途ヲ講ズ
ルコトガ理想的デアリマスケレドモ、
玆當ツテ無イ袖ハ振ラレナイト云フ爲
ニ、斯様ナ配給ヲ繼續シテ來居ルノ
デアリマス、併シナガラ私ノ考へル所
デハ、多少デモ食糧ニ餘裕ガ出來タナ
ラバ、先づ以テ勞働者ノ食糧増配ヲ行
フベキモノナアル、ソレデナケレバ產
業ノ立直シキ出來ナシ、國民ノ生活
安定ハ到底難得出來ナイ、斯様ニ考へ
テ居ル次第デアリマシテ、其ノ點ニ關
スル厚生省ノ發言權ハ今後トモ十分ニ
主張シテ行キタイト考ヘテ居リマス
○村松委員 御趣旨了承致シマシタ、
唯何んニモ現在國家の權力ノ下ニ取上
ゲラレテ居ルモノガ澤山アルノデアリ
マシテ、是ハ富ニ食糧ダケデハナイン
デス、食糧ハ配給ト云ソコトガハツキ
リ國家的ニモ取上ゲラレテ居ルノデア
リマシテ、勞資ノ範圍内ダケデハ解決
セラレナイノアツテ、若シ勞資ノ範
圍内ダケニ解決フ任セテシマツテ濟マ
シテ居ラレルト、是ハ何ニモナラヌ、
資金ノ値上ゲニ於キマシテモ、是ハ又
別ナ意味ニ於キマシテ別ナ經濟問題ヲ
惹起スノデアリマスガ、斯様ニシテ場
合ニ依ツテハ勞資ダケノ範圍ニ解決ヲ
一任シタト云ツタヤウナコトニ終ルノデアリ
マスカラ、其ノ點ハ此ノ法案ダケデソ
レデ勞資問題ガ解決スルカノ如ク御考

ヘニナラナイデ、國家的ノ權力ノ中ニ
取上ダラレテ居ル各種ノ問題ガアル、
ソレガ労働條件ヲ規定スルノアリマ
スカラ、其ノ點ニモ一ツ深ク思ヒツ致
サレテ、今後ノ政策ヲ一ツ推進シテ戴
キタイト思フノアリマス

更ニモウ一ツ別ナ問題カタ考ヘテ見
マスト、言フマデモナク今日ハ大體ノ
失業者ノ時ニアリマス、此ノ失業問題
ニ關シテ「アメリカ」大統領「トルーマ
ン」氏ノ放送ヲ聽イタノアリマス
ガ、八月ノ末頃ノ放送デアリマシタ
ガ、要スルニ現在六統領ハコ、數週間
ノ労働爭議ニ關シテハ非常ナ憂慮ヲ持
ツテ居ルト云フコトヲ放送シテ居リマ
ス、是ハ労働者ニ對シテ呼掛けタノデ
ハナクシテ、消費者タル全國民ニ呼掛
ケテ居ル言葉アリマスガ、其ノ中
ニ、自分ハコ、數週間ノ労働爭議ヲ憂
慮シテ居ル、是等ノ困難ハ業界ノ再轉
換政策ノ遂行ヲ妨害スルモノニアル、
即チ歸還軍人及ビ軍需工業ノ失業者ノ
平和時代ノ職業ヘノ復歸ガ、之ニ依ツ
テ大ニ云遷延スルノアアル、我々ハモ
シト物解リガ良ク、合理的デアリ、他
人ノ立場ニ理解ヲ持チ、相互ノ利益竝
ニ公平ヲ基礎トスル解決策ヲ圖ルナラ
バ、困難な問題起ト云フモノハナイト言
フコトガ出來ル、是ハ「アメリカ」ノ勞
働運動ニ對スル觀念ガ、戰後ノ特殊事
情ト云フコトニ依ツテ非常ニ變化ヅシ
テ居ルコトヲ示シテ居ルト思ヒマス、
隨テ「トルーマン」大統領ノ打ツタ手ハ
何ザアルカト云ヘバ、賃金値上げノ問題
ノ前ニ、下院ノ支出委員會ニ向ツク完
全雇用法案ヲ提出シテ居リマス、完全雇
用法案ヲ前提トシテ次ノ勞働問題ヲ考
ヘテ行クト言フ、是ハ寧ロ當然デハナ
イカト思ヒマス、我ガ日本ニ於テモ失

業者一千三百萬人ト言ハレル、是ハ厚生省ノ御計算ハ遠フヤウデアリマスガ、屯ニ一時テ失業ヲ離レル者ガ三百萬人アル、何カ失業問題ニ對スル手ヲ打タナケレバ、單ニ勞資内部ダケノ解決ニ勞働問題ノ維持改善ト云フモノヲ任シタダケテソレテ宣インダト云フノデアレバ、是ニ非常ナ失業軍人、復員者、之ヲ平和産業ニ導クコトノ大キナ妨害ニナルコトハ、是ハ言フマデモナイノアリマス、斯様ナ點ニ付テ、是ハ勿論聯合軍ノ強イ理解ヲ得ナケレバナラヌコトデモアリマセウガ、失業對策ニ對シテモ相當ニ一ヶ進ンテ御考ヘニナリマセヌト、唯是ダケテハ却ツヘニナリマセヌト、次ニ事業ヲ與ヘルノデハ、テ失業對策ノ邪魔ニナル場合モアルノデアリマス、左様ナ點ニ付テノ御意見ヲ一ヶ進ンテ觀キタインダアリマス

○吉田國務大臣 御詔ノ通り失業問題ハ、現在ノ日本當面シテ居ル最モ重要ナ問題アリマス、此ノコトニ付テ千拓セラレタ土地ニ少クモ五十萬乃至ハ朝野共ニ非常ナ關心ヲ有ツテ種々研究サレテ居ルノアリマスガ、失業對策トシテ最後ノ目標ハ完全雇用ニアルコトハ、各國トモ皆一致シテ居ル點デアリマス、其ノ完全雇用ノ対策ヲ如何ニシテ實現シ得ルカト云フ問題ガ殘サレ居ル、隨テ政府ト致シマシテハ差當リ失業者ガ約四百萬人ニ達シテ居ルト云フ基礎ノ下ニ残々ノ案ヲ考ヘテ居ルノデアリマスガ、何ヨリモ先づ各人ガ労働意欲ヲ昂揚スルコトガ先決問題デアシテ、現在ノ如ク人ヲ求メテ居事業ノ方ガ、職ヲ得ラレナイ労働者ヨリモ遙カニ多イト云フコトハ、何トシテモ甚ダ常態ヲ逸シタ現象デアリマス、世間デ所謂失業問題ト稱スルモノハ、多クノ場合職業ヲ得ントシテ職場ヲ持得ナイト云フノガ、本當ノ意味

ニ於ケル失業ニアツテ、人ヲ求メル所ハ多數ニアルニ拘ラズ、一向労働ニ就カントスル希望者カナイ、サウシテニ付ニ街頭ニ職ヲ離レタ者ガ群ヲナシテ居ルト云フコトハ、何トシテモ我ガ國獨特ノ不思議ナ現象デアルト考ヘザルヲ得ナイノアリマス、隨テ失業對策ノ第一ハ、労働意欲ノ昂揚ニアリトシタ如ク、一面ニ於テハ河川、道路ノ大築造ヲヤツテ、之ニ延人員約七億人ノ労働力ヲ吸收スル策モ進行中ダアリマス、又開拓始ニ干拓事業ヲ起シテ、此處ニ延人員約十一萬人ノ労働力ヲ吸収シヨウ、サウシテ開墾セラレタ土地、

○吉田國務大臣 御詔ノ通り失業問題ハ、現在ノ日本當面シテ居ル最モ重要ナ問題アリマス、此ノコトニ付テ千拓セラレタ土地ニ少クモ五十萬乃至ハ朝野共ニ非常ナ關心ヲ有ツテ種々研究サレテ居ルノアリマスガ、失業對策トシテ最後ノ目標ハ完全雇用ニアルコトハ、各國トモ皆一致シテ居ル點デアリマス、其ノ完全雇用ノ対策ヲ如何ニシテ實現シ得ルカト云フ問題ガ殘サレ居ル、隨テ政府ト致シマシテハ差當リ失業者ガ約四百萬人ニ達シテ居ルト云フ基礎ノ下ニ残々ノ案ヲ考ヘテ居ルノデアリマスガ、何ヨリモ先づ各人ガ労働意欲ヲ昂揚スルコトガ先決問題デアシテ、現在ノ如ク人ヲ求メテ居事業ノ方ガ、職ヲ得ラレナイ労働者ヨリモ遙カニ多イト云フコトハ、何トシテモ甚ダ常態ヲ逸シタ現象デアリマス、世間デ所謂失業問題ト稱スルモノハ、多クノ場合職業ヲ得ントシテ職場ヲ持得ナイト云フノガ、本當ノ意味

ニ理事ノ諸君ガ、本委員會ノ特別委員ヲ極力出席サベク御努力ヲ賜ハリタ
イ、斯様ニ思ヒマス、是ハ議事ノ進行上、又本案ヲ重大法案トシテ取扱ヒ、
進行スル上ニ於テ、非常ニ重大ナ問題ダト思ヒマス、敢テ之ヲ委員長ニ御忠告申上ゲル次第アリマス。

○添田委員長 一寸山崎君ニ御答ヘシ
マスガ、御同感デス、實ハ昨日以來其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマシテ、出來得ル限り手ヲ離シテ居ルノアリマスガ、尙ホ皆サンカラモ一ツ御協力願シテ、此ノ委員ノ人ニ成ベク定刻ヨリ出席スルヤウニ御勤メシテ戴キタイ、私共モ極力其ノ方面ニハ努メル積リデスカ、是ハ皆サント御一緒ニ願ヒタイト思ツテ居リマスカラ、一ツ宜シタ御願ヒ致シマス——是デ休憩ヲ致シマシテ、午後一時カラ開會スルコトニ致シマス。

午前十一時五十三分休憩

○添田委員長 開會致シマス——正木君

午後一時三十九分開議

○正木委員 私ハ質問ニ入ルニ先ダツテ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、此ノ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以來其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

○正木委員 私ハ質問ニ入ルニ先ダツテ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以来其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

午前十一時五十三分休憩

○添田委員長 開會致シマス——正木君

午後一時三十九分開議

○正木委員 私ハ質問ニ入ルニ先ダツテ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以来其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

○正木委員 私ハ質問ニ入ルニ先ダツテ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以来其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

午前十一時五十三分休憩

○正木委員 私ハ質問ニ入ルニ先ダツテ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以来其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

○高橋政府委員 正木委員ノ御質問ニ付テ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以来其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

午前十一時五十三分休憩

○正木委員 私ハ質問ニ入ルニ先ダツテ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以来其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

○高橋政府委員 正木委員ノ御質問ニ付テ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以来其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

○高橋政府委員 正木委員ノ御質問ニ付テ、此ノ法案ニ對スル社會黨シテノ立場、並ニ委員トシテノ私ノ立場ヲ明カニシタイト思フノアリマス、結論カラ申上ゲマスト、社會黨竝ニ委員トシテノ私ハ此ノ法案ヲ全面的ニ贊成シテ、而モ支持スル者アリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ、我ガ國が完全ニ競争ニ敗北致シマシタ、而シテ我ガ國ハ「ボッダム」宣言ヲ受諾シタノアリマス、是ハ昨日以来其ノコトニ付テハ私モ非常ニ憂慮シマス、是デ休憩ヲ致シマス。

ハ裁判所ニアリ、而モ其ノ前提トシテ
労働委員會ノ申立てガアルト云フ慣習
ナ手續ガアリマスノガ、此ノ手續ニ依
リマシテモ最後ノ結論ハ非常ニ公正ナ
モノニナル、斯ウ云フヤウニ思ツキ居
リマス

○正木委員 葦ネテ御伺ヒ致シマス
ガ、私ハ具體的ナ例ヲ取ツテ申上ゲタ
方ガ宜シト思フ、例ヘバ國鐵以外ノ
東京都内及ビ其ノ近郊ノ郊外電車ノ全
從業員ガ、總「ストライキ」ヲ行ツタ
時、ドウ云フ風ナ處置ヲ御執リニナル
カ、又ハ或ル一定地區ノ鐵山從業員ガ、
從業員ノ要求ヲ不當ナリトシテ勞働委
員會ガ之ヲ否決シテ然後爭議ヲ斷行シ
タ場合ニ、此ノ安寧秩序ナルモノハド
ウ云フ形デ其ノ行動ノ上ニ表現シテ來
ルノカ、之ヲ具體的ニ示ツタ方ガ宜シ
イト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○菅田國務大臣 御答ヘ致シマス、今
從業員ノ要求ヲ不當ナリトシテ勞働委
員會ガ之ヲ否決シテ然後爭議ヲ断行シ
タ場合ニ、此ノ安寧秩序ナルモノハド
ウ云フ形デ其ノ行動ノ上ニ表現シテ來
ルノカ、之ヲ具體的ニ示ツタ方ガ宜シ
イト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○正木委員 此ノ第十五條ニ依ツテ政
府ノ意圖致シテ居リマス爭議調停法ノ
改正案ノ骨子ナルモノノ全貌ガ私ニハ
分ツタノアリマス、一方ニ労働組合
法ヲ作ツテ、労働者ノ自由の團結ノ
罷業權ヲ認メ、サウシテ國家ト民族ノ
福祉ノ爲ニ果スベキ大キナ使命ヲ規定
シテ置キナガラ、爭議調停法ノ改正案
ノ中ニ、今厚生大臣ガ申サレタヤウナ
コトガ具體的ニ現ハレルトスルナラ
バ、是ハ全國ノ労働者階級ニ取ツテハ
ノ次ノ質問ニ移リタイト思フノデアリ
マス、第四章ノ労働委員會ノコトデア
リマスガ、其ノ法案案出マシタ時ニ
私ハ質問ヲ致スコトニ致シマシテ、其
ノ第二十六條ノ目的ハ、使用者ヲ代表
スル者、或ハ労働者ヲ代表スル者、或
共ニ、強制調停ノ範囲ヲ今ヨリ遼力
ニ擴大シタイト思ツテ居リマスガ、其ノ中
ニ争議行為ノ禁止、又ハ中止命令ヲモ
出シ得ルヤウニ考案致シタイ、斯第
ニ考ヘテ居リマス、併シナガラ只今ノ
立法ニ於テハ、此ノ爭議調停機関ガ即
刻ニ發動スルヤウナコトハ出來マセヌ
カラ、其ノ立法ガ出來マスマダハ一定
ノ期間ヲ待タナケレバナラムカト思ヒ
マス、總務業ノ時ニドウスルカト云フ
今ノ御質問ニ對シテハ、東京都其ノ他
ノ交通機關ヲ掌握シテ居る方面ニ於テ
ハ、或ハ臨時ニ市内カラ有志者ヲ募ツ

ア、交通機關ヲ運轉シナケレバナラム
ズ、使用者團體ノ推選ヲ受ケタ者、
又ハ勞資ノ同意ヲ得タ者ヲ行政官廳ガ
推薦スルト云フ、建前ニナツクテ居リマ
ス、浦ニ結構デアルト思フノデアリマ
スガ、ソコデ一ツ私希望ガアルノアリ
マス、要スルニ使用者團體ノ推薦ニ
基イテ出テ來マス委員ノ場合ニ於キマ
シテ、此ノ立法ノ建前、勤勞階級ノ今
ノ民族更生ノ爲ニ果サナケレバナラナ
ルト云フコトガ出來ナイダラウト羅ヒ
ヤウナ必要モ起ルカト思ヒマスガ、ソ
レハ別ニ今政府が計算的ニ考ヘテ居ル
ニ應ジテ、サウ云フ風ナ對策モ執リ得
ルト云フ理論ヲ申上ゲル程度ノコトデ
アリマス

○正木委員 此ノ第十五條ニ依ツテ政
府ノ意圖致シテ居リマス爭議調停法ノ
改正案ノ骨子ナルモノノ全貌ガ私ニハ
分ツタノアリマス、一方ニ労働組合
法ヲ作ツテ、労働者ノ自由の團結ノ
罷業權ヲ認メ、サウシテ國家ト民族ノ
福祉ノ爲ニ果スベキ大キナ使命ヲ規定
シテ置キナガラ、爭議調停法ノ改正案
ノ中ニ、今厚生大臣ガ申サレタヤウナ
コトガ具體的ニ現ハレルトスルナラ
バ、是ハ全國ノ労働者階級ニ取ツテハ
ノ次ノ質問ニ移リタイト思フノデアリ
マス、第四章ノ労働委員會ノコトデア
リマスガ、其ノ法案案出マシタ時ニ
私ハ質問ヲ致スコトニ致シマシテ、其
ノ第二十六條ノ目的ハ、使用者ヲ代表
スル者、或ハ労働者ヲ代表スル者、或
共ニ、強制調停ノ範囲ヲ今ヨリ遼力
ニ擴大シタイト思ツテ居リマスガ、其ノ中
ニ争議行為ノ禁止、又ハ中止命令ヲモ
出シ得ルヤウニ考案致シタイ、斯第
ニ考ヘテ居リマス、併シナガラ只今ノ
立法ニ於テハ、此ノ争議調停機関ガ即
刻ニ發動スルヤウナコトハ出來マセヌ
カラ、其ノ立法ガ出來マスマダハ一定
ノ期間ヲ待タナケレバナラムカト思ヒ
マス、總務業ノ時ニドウスルカト云フ
今ノ御質問ニ對シテハ、東京都其ノ他
ノ交通機關ヲ掌握シテ居る方面ニ於テ
ハ、或ハ臨時ニ市内カラ有志者ヲ募ツ

イ社會的、經濟的ナ重大ナ使命ニ鑑ミ
ヤウニ致シタ伊ヒマス、第二點ノ
問題デゴザイマスガ、私ハ想像スル範
囲ハ、此ノ委員会ハ労働者ヲ代表スルモ
ノハ、労働組合ニ推薦ニ基イテヤルノ
致シタ場合ニ於テハ、此ノ労働委員會
ニ應ジテ、サウ云フ風ナ對策モ執リ得
ルト云フ理論ヲ申上ゲル程度ノコトデ
アリマス

○正木委員 此ノ第十五條ニ依ツテ政
府ノ意圖致シテ居リマス爭議調停法ノ
改正案ノ骨子ナルモノノ全貌ガ私ニハ
分ツタノアリマス、一方ニ労働組合
法ヲ作ツテ、労働者ノ自由の團結ノ
罷業權ヲ認メ、サウシテ國家ト民族ノ
福祉ノ爲ニ果スベキ大キナ使命ヲ規定
シテ置キナガラ、爭議調停法ノ改正案
ノ中ニ、今厚生大臣ガ申サレタヤウナ
コトガ具體的ニ現ハレルトスルナラ
バ、是ハ全國ノ労働者階級ニ取ツテハ
ノ次ノ質問ニ移リタイト思フノデアリ
マス、第四章ノ労働委員會ノコトデア
リマスガ、其ノ法案案出マシタ時ニ
私ハ質問ヲ致スコトニ致シマシテ、其
ノ第二十六條ノ目的ハ、使用者ヲ代表
スル者、或ハ労働者ヲ代表スル者、或
共ニ、強制調停ノ範囲ヲ今ヨリ遼力
ニ擴大シタイト思ツテ居リマスガ、其ノ中
ニ争議行為ノ禁止、又ハ中止命令ヲモ
出シ得ルヤウニ考案致シタイ、斯第
ニ考ヘテ居リマス、併シナガラ只今ノ
立法ニ於テハ、此ノ争議調停機関ガ即
刻ニ發動スルヤウナコトハ出來マセヌ
カラ、其ノ立法ガ出來マスマダハ一定
ノ期間ヲ待タナケレバナラムカト思ヒ
マス、總務業ノ時ニドウスルカト云フ
今ノ御質問ニ對シテハ、東京都其ノ他
ノ交通機關ヲ掌握シテ居る方面ニ於テ
ハ、或ハ臨時ニ市内カラ有志者ヲ募ツ

イ社會的、經濟的ナ重大ナ使命ニ鑑ミ
ヤウニ致シタ伊ヒマス、第二點ノ
問題デゴザイマスガ、私ハ想像スル範
囲ハ、此ノ委員会ハ労働者ヲ代表スルモ
ノハ、労働組合ニ推薦ニ基イテヤルノ
致シタ場合ニ於テハ、此ノ労働委員會
ニ應ジテ、サウ云フ風ナ對策モ執リ得
ルト云フ理論ヲ申上ゲル程度ノコトデ
アリマス

○正木委員 此ノ第十五條ニ依ツテ政
府ノ意圖致シテ居リマス爭議調停法ノ
改正案ノ骨子ナルモノノ全貌ガ私ニハ
分ツタノアリマス、一方ニ労働組合
法ヲ作ツテ、労働者ノ自由の團結ノ
罷業權ヲ認メ、サウシテ國家ト民族ノ
福祉ノ爲ニ果スベキ大キナ使命ヲ規定
シテ置キナガラ、爭議調停法ノ改正案
ノ中ニ、今厚生大臣ガ申サレタヤウナ
コトガ具體的ニ現ハレルトスルナラ
バ、是ハ全國ノ労働者階級ニ取ツテハ
ノ次ノ質問ニ移リタイト思フノデアリ
マス、第四章ノ労働委員會ノコトデア
リマスガ、其ノ法案案出マシタ時ニ
私ハ質問ヲ致スコトニ致シマシテ、其
ノ第二十六條ノ目的ハ、使用者ヲ代表
スル者、或ハ労働者ヲ代表スル者、或
共ニ、強制調停ノ範囲ヲ今ヨリ遼力
ニ擴大シタイト思ツテ居リマスガ、其ノ中
ニ争議行為ノ禁止、又ハ中止命令ヲモ
出シ得ルヤウニ考案致シタイ、斯第
ニ考ヘテ居リマス、併シナガラ只今ノ
立法ニ於テハ、此ノ争議調停機関ガ即
刻ニ發動スルヤウナコトハ出來マセヌ
カラ、其ノ立法ガ出來マスマダハ一定
ノ期間ヲ待タナケレバナラムカト思ヒ
マス、總務業ノ時ニドウスルカト云フ
今ノ御質問ニ對シテハ、東京都其ノ他
ノ交通機關ヲ掌握シテ居る方面ニ於テ
ハ、或ハ臨時ニ市内カラ有志者ヲ募ツ

アリマス、ケレドモ大蔵大臣ノ御出席
ハ委員長カラ是非問題ヒツ致シタイト
恩ヒマス、厚生大臣ニドノ程度マデ御
伺ヒシテ宜シイノカ、私ニハハツキリ
致シマセガ、問題ハ是デス、此ノ法
ノ生命トモ言ハルベキ労働能率ヲ増進
シテ、平和産業ノ維持ニ協力スルノダ
ト云フコトガ、端的ニ言フト是ノ大キ
ナ使命デアリマスガ、ソレガ爲ニハ團
體權ヲ保障スル、交渉權モ認バル、サウ
シテ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖ラナケレ
バイケナイノダ、是ガ狙ヒテス、併シ
ナガラ具體的ノ實際問題トシテ、讀賣
爭議ガ團體交渉權ヲ獲得致シマシタ、
相當大輔ノ貸金ノ値上ガアツタト思フ
ノデス、全國到ル處ニ争議ガ頻發致シ
テ居リマシテ、團體交渉權ヲ獲得シテ
アリマスル所ノ協約締結、是ガ果シテ
一歩入ッテ、此ノ法文ニ明記サレテ
政府ガ憲國スルヤウニスラヽト、賛
本家側モ納得シ、勞働組合側モ納得ス
ルヤウナ協約ガ成立シカドウカト云フ
問題デアリマス、此ノ點ニ付テハ午前中
リマス、御承知ノ通り我國ノ財界ノ
現狀、政治的ナ情勢カラ判断致シマシ
テ、不幸ニシテ物價及ビ貸金ヲ安定ス
ルノニ、前途幾多ノ障礙ガアル、隨テ
果シテ如何ナル對策ニ依ツテ「インフ
レーシヨン」ヲ完全ニ防止シ得ルカ、
コトガ明記サレ居ツテモ、實際問題ト
シテハ是ハ不可能ニ近イ問題ダト思
フ、ナゼカナレバ、本日ノ貸金二十圓
ハ明日ノ貨幣價値判断カラ見テ安當ナ
ラズト云フノガ、今日ノ日本ノ物價ノ
姿デアリマス、ソコデ此ノ勞働協約ノ
原始的ナ、初步的ナ勞働者ノ要求ト云
フモハ、貸金ノ値上ガ主體ニナリマ
ス、此ノ貸金ノ値上ガ主體ニナツテ、
自己ノ生活ノ或ル一定ノ限度ノ安定ヲ
圖ルト共ニ、更ニ進ンデ其ノ經營形態
ノ中ヘノ參加、同時ニ人格平等ニ立ツ
ダ發言權ノ要求、斯ウ云フ形ニナツテ

行キマスコトハ、爭議ノ「エーピー
シード」アリマス、ソコデ私ハ此ノ法
ヲ的確ニ運用シテ行キマス場合ニ、一
體政府ガ意圖シテ居リマスル、大蔵大
臣モ屢々本議會ノ委員會ニ於テ官吏及
ビ勞働者ノ貸金、俸給ハ大幅ニ引上げ
ルノダ、斯ウ實ハレマス、厚生大臣モ
シテ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖ラナケレ
バイケナイノダ、是ガ狙ヒテス、併シ
ナガラ具體的ノ實際問題トシテ、讀賣
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
ガ、物價關係ト貨金關係トニ對スル政
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
私ハ益々日本ノ勞資關係ト云フモノハ
對立が激化シ、混亂ニ次グ混亂ヲ重ネ
ルコトニナルト云フ見透シヨ持ツテ居
ルノデアリマス、是ハ大蔵大臣ニモ聽
キマスルガ、私ハ厚生大臣トシテノ御
方針ヲ重ネテ聽イテ置キタイト思ヒマ
スルヨリ、大蔵大臣ニモ聽キマスルヨリ、
感ジテ居リマス、厚生省ハ厚生事務ニ關
スル限り他力本願ノ點ガ多イノデアリ
マシテ、自分デ食糧ヲドウスルコトモ
出来マセヌ、自分デ必要ナ物資ヲ集メ
ル權限モ持ツテ居リマセヌ、サウ云フ
點デ甚ダ微力、力ノ足リナイトコトヲ痛
感スルノデスガ、併シ出來得ル範圍ニ
於テ此ノ問題ノ解決ニ當リタイ、貸金
リマス、御承知ノ通り我國ノ財界ノ
ニ同僚ノ議員カラモ本質的ニ觸レタノ
デアリマスルガ、私ハノ上ニハサウ云フ
コトガ明記サレ居ツテモ、實際問題ト
シテハ是ハ不可能ニ近イ問題ダト思
フ、ナゼカナレバ、本日ノ貸金二十圓
ハ明日ノ貨幣價値判断カラ見テ安當ナ
ラズト云フノガ、今日ノ日本ノ物價ノ
姿デアリマス、ソコデ此ノ勞働協約ノ
原始的ナ、初步的ナ勞働者ノ要求ト云
フモハ、貸金ノ値上ガ主體ニナリマ
ス、此ノ貸金ノ値上ガ主體ニナツテ、
自己ノ生活ノ或ル一定ノ限度ノ安定ヲ
圖ルト共ニ、更ニ進ンデ其ノ經營形態
ノ中ヘノ參加、同時ニ人格平等ニ立ツ
ダ發言權ノ要求、斯ウ云フ形ニナツテ

行キマスコトハ、爭議ノ「エーピー
シード」アリマス、ソコデ私ハ此ノ法
ヲ的確ニ運用シテ行キマス場合ニ、一
體政府ガ意圖シテ居リマスル、大蔵大
臣モ屢々本議會ノ委員會ニ於テ官吏及
ビ勞働者ノ貸金、俸給ハ大幅ニ引上げ
ルノダ、斯ウ實ハレマス、厚生大臣モ
シテ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖ラナケレ
バイケナイノダ、是ガ狙ヒテス、併シ
ナガラ具體的ノ實際問題トシテ、讀賣
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
ガ、物價關係ト貨金關係トニ對スル政
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
私ハ益々日本ノ勞資關係ト云フモノハ
對立が激化シ、混亂ニ次グ混亂ヲ重ネ
ルコトニナルト云フ見透シヨ持ツテ居
ルノデアリマス、是ハ大蔵大臣ニモ聽
キマスルガ、私ハ厚生大臣トシテノ御
方針ヲ重ネテ聽イテ置キタイト思ヒマ
スルヨリ、大蔵大臣ニモ聽キマスルヨリ、
感ジテ居リマス、厚生省ハ厚生事務ニ關
スル限り他力本願ノ點ガ多イノデアリ
マシテ、自分デ食糧ヲドウスルコトモ
出来マセヌ、自分デ必要ナ物資ヲ集メ
ル權限モ持ツテ居リマセヌ、サウ云フ
點デ甚ダ微力、力ノ足リナイトコトヲ痛
感スルノデスガ、併シ出來得ル範圍ニ
於テ此ノ問題ノ解決ニ當リタイ、貸金
リマス、御承知ノ通り我國ノ財界ノ
ニ同僚ノ議員カラモ本質的ニ觸レタノ
デアリマスルガ、私ハノ上ニハサウ云フ
コトガ明記サレ居ツテモ、實際問題ト
シテハ是ハ不可能ニ近イ問題ダト思
フ、ナゼカナレバ、本日ノ貸金二十圓
ハ明日ノ貨幣價値判断カラ見テ安當ナ
ラズト云フノガ、今日ノ日本ノ物價ノ
姿デアリマス、ソコデ此ノ勞働協約ノ
原始的ナ、初步的ナ勞働者ノ要求ト云
フモハ、貸金ノ値上ガ主體ニナリマ
ス、此ノ貸金ノ値上ガ主體ニナツテ、
自己ノ生活ノ或ル一定ノ限度ノ安定ヲ
圖ルト共ニ、更ニ進ンデ其ノ經營形態
ノ中ヘノ參加、同時ニ人格平等ニ立ツ
ダ發言權ノ要求、斯ウ云フ形ニナツテ

ノ闇ラヤル方ガ生活リ樂ダト云フコト
シード」アリマス、ソコデ私ハ此ノ法
ヲ的確ニ運用シテ行キマス場合ニ、一
體政府ガ意圖シテ居リマスル、大蔵大
臣モ屢々本議會ノ委員會ニ於テ官吏及
ビ勞働者ノ貸金、俸給ハ大幅ニ引上げ
ルノダ、斯ウ實ハレマス、厚生大臣モ
シテ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖ラナケレ
バイケナイノダ、是ガ狙ヒテス、併シ
ナガラ具體的ノ實際問題トシテ、讀賣
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
ガ、物價關係ト貨金關係トニ對スル政
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
私ハ益々日本ノ勞資關係ト云フモノハ
對立が激化シ、混亂ニ次グ混亂ヲ重ネ
ルコトニナルト云フ見透シヨ持ツテ居
ルノデアリマス、是ハ大蔵大臣ニモ聽
キマスルガ、私ハ厚生大臣トシテノ御
方針ヲ重ネテ聽イテ置キタイト思ヒマ
スルヨリ、大蔵大臣ニモ聽キマスルヨリ、
感ジテ居リマス、厚生省ハ厚生事務ニ關
スル限り他力本願ノ點ガ多イノデアリ
マシテ、自分デ食糧ヲドウスルコトモ
出来マセヌ、自分デ必要ナ物資ヲ集メ
ル權限モ持ツテ居リマセヌ、サウ云フ
點デ甚ダ微力、力ノ足リナイトコトヲ痛
感スルノデスガ、併シ出來得ル範圍ニ
於テ此ノ問題ノ解決ニ當リタイ、貸金
リマス、御承知ノ通り我國ノ財界ノ
ニ同僚ノ議員カラモ本質的ニ觸レタノ
デアリマスルガ、私ハノ上ニハサウ云フ
コトガ明記サレ居ツテモ、實際問題ト
シテハ是ハ不可能ニ近イ問題ダト思
フ、ナゼカナレバ、本日ノ貸金二十圓
ハ明日ノ貨幣價値判断カラ見テ安當ナ
ラズト云フノガ、今日ノ日本ノ物價ノ
姿デアリマス、ソコデ此ノ勞働協約ノ
原始的ナ、初步的ナ勞働者ノ要求ト云
フモハ、貸金ノ値上ガ主體ニナリマ
ス、此ノ貸金ノ値上ガ主體ニナツテ、
自己ノ生活ノ或ル一定ノ限度ノ安定ヲ
圖ルト共ニ、更ニ進ンデ其ノ經營形態
ノ中ヘノ參加、同時ニ人格平等ニ立ツ
ダ發言權ノ要求、斯ウ云フ形ニナツテ

ノ闇ラヤル方ガ生活リ樂ダト云フコト
シード」アリマス、ソコデ私ハ此ノ法
ヲ的確ニ運用シテ行キマス場合ニ、一
體政府ガ意圖シテ居リマスル、大蔵大
臣モ屢々本議會ノ委員會ニ於テ官吏及
ビ勞働者ノ貸金、俸給ハ大幅ニ引上げ
ルノダ、斯ウ實ハレマス、厚生大臣モ
シテ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖ラナケレ
バイケナイノダ、是ガ狙ヒテス、併シ
ナガラ具體的ノ實際問題トシテ、讀賣
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
ガ、物價關係ト貨金關係トニ對スル政
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
私ハ益々日本ノ勞資關係ト云フモノハ
對立が激化シ、混亂ニ次グ混亂ヲ重ネ
ルコトニナルト云フ見透シヨ持ツテ居
ルノデアリマス、是ハ大蔵大臣ニモ聽
キマスルガ、私ハ厚生大臣トシテノ御
方針ヲ重ネテ聽イテ置キタイト思ヒマ
スルヨリ、大蔵大臣ニモ聽キマスルヨリ、
感ジテ居リマス、厚生省ハ厚生事務ニ關
スル限り他力本願ノ點ガ多イノデアリ
マシテ、自分デ食糧ヲドウスルコトモ
出来マセヌ、自分デ必要ナ物資ヲ集メ
ル權限モ持ツテ居リマセヌ、サウ云フ
點デ甚ダ微力、力ノ足リナイトコトヲ痛
感スルノデスガ、併シ出來得ル範圍ニ
於テ此ノ問題ノ解決ニ當リタイ、貸金
リマス、御承知ノ通り我國ノ財界ノ
ニ同僚ノ議員カラモ本質的ニ觸レタノ
デアリマスルガ、私ハノ上ニハサウ云フ
コトガ明記サレ居ツテモ、實際問題ト
シテハ是ハ不可能ニ近イ問題ダト思
フ、ナゼカナレバ、本日ノ貸金二十圓
ハ明日ノ貨幣價値判断カラ見テ安當ナ
ラズト云フノガ、今日ノ日本ノ物價ノ
姿デアリマス、ソコデ此ノ勞働協約ノ
原始的ナ、初步的ナ勞働者ノ要求ト云
フモハ、貸金ノ値上ガ主體ニナリマ
ス、此ノ貸金ノ値上ガ主體ニナツテ、
自己ノ生活ノ或ル一定ノ限度ノ安定ヲ
圖ルト共ニ、更ニ進ンデ其ノ經營形態
ノ中ヘノ參加、同時ニ人格平等ニ立ツ
ダ發言權ノ要求、斯ウ云フ形ニナツテ

アリマス、勞働委員會ノ運用デ
アリマス、勞働者勤務階級ハ生ギルト
物價ヲ睨ミ合セテ、或爾程度ノ貸金ヲ
決メテ行タト云フ外ニ、私トシテハ今
既然ヲ持タナイノデアリマス、何カ良
イ案ガアリマシタラ、ドウカ御教ヘワ
ビ効果者ノ貸金、俸給ハ大幅ニ引上げ
ルノダ、斯ウ實ハレマス、厚生大臣モ
シテ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖ラナケレ
バイケナイノダ、是ガ狙ヒテス、併シ
ナガラ具體的ノ實際問題トシテ、讀賣
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
ガ、物價關係ト貨金關係トニ對スル政
府ノ方針ハ一體何處ニアルノダ、此ノ
本質的ナ問題ガ明カニナラケレバ、
私ハ益々日本ノ勞資關係ト云フモノハ
對立が激化シ、混亂ニ次グ混亂ヲ重ネ
ルコトニナルト云フ見透シヨ持ツテ居
ルノデアリマス、是ハ大蔵大臣ニモ聽
キマスルガ、私ハ厚生大臣トシテノ御
方針ヲ重ネテ聽イテ置キタイト思ヒマ
スルヨリ、大蔵大臣ニモ聽キマスルヨリ、
感ジテ居リマス、厚生省ハ厚生事務ニ關
スル限り他力本願ノ點ガ多イノデアリ
マシテ、自分デ食糧ヲドウスルコトモ
出来マセヌ、自分デ必要ナ物資ヲ集メ
ル權限モ持ツテ居リマセヌ、サウ云フ
點デ甚ダ微力、力ノ足リナイトコトヲ痛
感スルノデスガ、併シ出來得ル範圍ニ
於テ此ノ問題ノ解決ニ當リタイ、貸金
リマス、御承知ノ通り我國ノ財界ノ
ニ同僚ノ議員カラモ本質的ニ觸レタノ
デアリマスルガ、私ハノ上ニハサウ云フ
コトガ明記サレ居ツテモ、實際問題ト
シテハ是ハ不可能ニ近イ問題ダト思
フ、ナゼカナレバ、本日ノ貸金二十圓
ハ明日ノ貨幣價値判断カラ見テ安當ナ
ラズト云フノガ、今日ノ日本ノ物價ノ
姿デアリマス、ソコデ此ノ勞働協約ノ
原始的ナ、初步的ナ勞働者ノ要求ト云
フモハ、貸金ノ値上ガ主體ニナリマ
ス、此ノ貸金ノ値上ガ主體ニナツテ、
自己ノ生活ノ或ル一定ノ限度ノ安定ヲ
圖ルト共ニ、更ニ進ンデ其ノ經營形態
ノ中ヘノ參加、同時ニ人格平等ニ立ツ
ダ發言權ノ要求、斯ウ云フ形ニナツテ

食糧増産ノ問題、失業者ノ問題、住宅ノ問題等ヲ解決スルコトガ出來ルノアラウカ、此處ガ私ハ本獨ノ所デハナアルト考ヘマス、隨テ大臣ハ理念的ニ、恩想的ニ聰明ニシテ自由主義者アルト私ハ承シテ居ルノアリマス、自由主義ニモ「プロレタリア」的ニ見タ來ルカ、茲ニ大キナ問題ガ我サレテ居ルカト思フノアリマス、大體ノ中ダ、此ノ本質ノ問題ガ果シテ解出今抱イテ居ル勞働行政ヲ通シテノ思想ナ方向ニ付テ、此ノ機會ニ景ツチ蟹キサイト思フノアリマス、

○菅田國務大臣 只今ノ正木君ノ課題ハ、日本ノ今後ノ動向ニ關シテ深ニ根本的ナ重大ナ問題アリマス、私ノ見解マリ、日本ノ今後ノ動向ニ關シテ深ニ根來ルカ、茲ニ大キナ問題ガ我サレテ居ルカト思フノアリマス、大體ノ中ダ、此ノ本質ノ問題ガ果シテ解出今抱イテ居ル勞働行政ヲ通シテノ思想ナ方向ニ付テ、此ノ機會ニ景ツチ蟹キサイト思フノアリマス、

○菅田國務大臣 只今ノ正木君ノ課題ハ、日本ノ今後ノ動向ニ關シテ深ニ根來ルカ、茲ニ大キナ問題ガ我サレテ居ルカト思フノアリマス、大體ノ中ダ、此ノ本質ノ問題ガ果シテ解出今抱イテ居ル勞働行政ヲ通シテノ思想ナ方向ニ付テ、此ノ機會ニ景ツチ蟹キサイト思フノアリマス、

○正木委員 只今大臣ノ御答辭ニ依リテ現マテ採用サレルカ、今後ノ經過ニ依ツヘアリマセマガ、次シ今後ノ日本ノ社會主義化ガ行ハシマシテ、又面館ノ或ル大學生マシテ、私モ大體現在ノ日本トシテハ其ノ線ナリ仕方ガナインアハナ

○正木委員 只今大臣ノ御答辭ニ依リテ現マテ採用サレルカ、今後ノ經過ニ依ツヘアリマセマガ、次シ今後ノ日本ノ社會主義化ガ行ハシマシテ、又面館ノ或ル大學生マシテ、私モ大體現在ノ日本トシテハ其ノ線ナリ仕方ガナインアハナ

○正木委員 只今大臣ノ御答辭ニ依リテ現マテ採用サレルカ、今後ノ日本ノ社會主義化ガ行ハシマシテ、又面館ノ或ル大學生マシテ、私モ大體現在ノ日本トシテハ其ノ線ナリ仕方ガナインアハナ

字アリマスルガ、数百萬ニ達シテ居

ル譯アリマス、是私用上ゲル必要

ハアリマセヌガ、其ノ財源トシ

斯ウ云コトニ方

保有者ノ富資本家四割、

私ノ調査レ

アリマス、所ガ此ノ義老

夫、シテモ、一

シテマシテ、厚生大臣ハ我算ノ本會

議出ア來イト云フノデ今呼バレテ居

リマス、候ハ政府委員チヤツテ裁モタ

イト思ヒマス——山崎君

○山崎(常)委員 折角ノ御質難デゴザ

又軍人給給ノ停止、文官恩給制度ノ廢

止ニ伴ツテ之ノ社會保險制度ニ引直ス

トスレバ、技術上ドノ程度ニ厚生年金

保險同ジヤウナ制度ガ適用出來ルカ

ト云フコト尙ホ研究中デアリマス

ガ、恐ラクサウ云フ途ハ開カレルノデ

ヤナイカト想像サレマス、サウ云フ場

合ニ於キマシテモ、恩給ノ若年停止ト

云ヒマスカ、例ハ四十歳、或ハ四十

五歳以下ノ恩給権利者ハ其ノ年齢ニ至

ルマテ恩給ヲ受ケルコトガ出來ナイト

ス、ソヨデ他方ノ壓力ニ依ツテ軍人ニ

對スル恩給ハ停止サレ、同時ニ官吏ニ

現ハレテ居ツタカト云フコトハ、私申

上ゲル必要ハナイト思フノザアリマ

ス、ソヨデ他方ノ壓力ニ依ツテ軍人ニ

對スル恩給ハ停止サレ、同時ニ官吏ニ

○川崎(巳)委員 小作人及ビ耕作ニ當

メテ居ル農業組合ト云フノモ、國ジク

イマスカ

ハアリマセヌガ、其ノ財源トシ

斯ウ云コトニ方

保有者ノ富資本家四割、

私ノ調査レ

アリマス、所ガ此ノ義老

夫、シテモ、一

モノガ「ストライキ」等ヲ起シタ場合ニ

ハ、非常ニ支障ヲ起スカラ、警察官、

消防職員トノ關係上之ヲ容認ズベキカ

ト云フ風ナ御訴デアリマスガ、御逃ベ

トハ、洩ニ其ノ通リゾザイマス、併

シナガラ斯ウ云フ公益事業、郵便配達

夫ノ如キハ國家ノ事業デアリマスガ、

ハレルノデ、本法ノ適用ナキモノトシ

テ居リマスガ、其ノ經濟上ノ實體ハ、

借致シマシテ、獨立ノ經營ヲ營ンデ居

ルノデアリマス、隨ビマシテ本法ノ

大體勞働組合法案ト諸般ノ勞働政策ニ

付テノ御質問ヲシタイド思ヒマスノ

デ、一寸勞政局長チハ都合ガ悪イノ

デス、厚生大臣ナリ、或ハ總理大臣ナ

リ、農林、商工ト云フ方面ニ中出テア

リマスノデ其ノ方面ナケレバ一寸質

問ガ出来ナインデス

○添田委員長 デハ岡崎君

○川崎(巳)委員 私ハ厚生大臣ニ御尋

ねスルヤウニ腹案ヲ作ツテ参ツタノデ

ゴザイマスガ、只今本會議ニ參ツテ居

ラレルト云フ御話アレバ、厚生省ノ

政府委員ニ御尋ニシテ、大臣ニ對ス

アリマシテ、具體的ノ成案ヲ得テ、政府

ノ決定ヲスル順序デアリマスカラ、今

日直ニ満足ニ御答ヘスルコトハ難カ

カ

○高橋政府委員 御述ベニナリマシタ

ハ致シマス、サウ云フ風ナ、御述ベニ

ナリマシタヤウナ問題ニ付テハ、法律

ニ規定スルコトナク、其ノ問題ヲ現實

ノ其ノ場合ニ問題ニ任シテ置クト云フ

團組合獨占主義デ以テ押通サウトスル

時ニハ、ソソナ權利ヲ認メルト云フノ

アリマスカ

○高橋政府委員 御質問ニ御答ヘニナリマシタ

ハ致シマス、其ノ後所デアリマセカラ、大

臣ニ對スル質問ヲ留保致シテ置キマシ

テアリマスガ、政府部内ニ於テモ此ノ

問題ノ取扱ハ社會全般ニ及ボス影響極

ナラズ、我慢ノシクラ、會社ガ困ルカ
労働者が困ルカ、我慢ノシクラヲス
ル、開拓ノ・耕者ノ扶へタラフスルコト
云フヨトガ、兎角が争議ニ有リ勝チ
ナコトテアリマスガ、左様ナ準備金ノ
積立テ、スルコトハ、差支ヘナイコト
ニ御了解ナゴザイマセウカ

○高橋政府委員 標業シタ場合ニ、其
ノ標業ノ費用トシテ、預メ基金ヲ置ク
ト云フヨトハ、本法ノ禁止スル所デハ
アリマセヌノデ、自由ニナツテ居リマ
ス

○川崎(已)委員 フレンカラ組合ヲ作ル
ニハ產業別ニスル毎ニ組合ヲ作ルコ
トモ、工場別、地域別ニスルコトモ、
兩方トモ此ノ法案デ見マスト可シテ
居ルヤウニ見エマスガ、左様ニ解釋シ
テ宜シウガザイマセウカ

○高橋政府委員 御説ノ通りアゴザイ
マス

○川崎(已)委員 標業ニ付テ標業ヲ最
ニハ産業別ニスル毎ニ組合ヲ作ルコ
トモ、工場別、地域別ニスルコトモ、
兩方トモ此ノ法案デ見マスト可シテ
居ルヤウニ見エマスガ、左様ニ解釋シ
テ宜シウガザイマセウカ

○高橋政府委員 御説ノ通りアゴザイ
マス

○川崎(已)委員 標業ニ付テ標業ヲ最
ニハ産業別ニスル毎ニ組合ヲ作ルコ
トモ、工場別、地域別ニスルコトモ、
兩方トモ此ノ法案デ見マスト可シテ
居ルヤウニ見エマスガ、左様ニ解釋シ
テ宜シウガザイマセウカ

○高橋政府委員 標業シタ場合ニ、其
ノ標業ノ費用トシテ、預メ基金ヲ置ク
ト云フヨトハ、本法ノ禁止スル所デハ
アリマセヌノデ、自由ニナツテ居リマ
ス

○川崎(已)委員 フレンカラ組合ヲ作ル
ニハ產業別ニスル毎ニ組合ヲ作ルコ
トモ、工場別、地域別ニスルコトモ、
兩方トモ此ノ法案デ見マスト可シテ
居ルヤウニ見エマスガ、左様ニ解釋シ
テ宜シウガザイマセウカ

○高橋政府委員 御説ノ通りアゴザイ
マス

○川崎(已)委員 標業ニ付テ標業ヲ最
ニハ産業別ニスル毎ニ組合ヲ作ルコ
トモ、工場別、地域別ニスルコトモ、
兩方トモ此ノ法案デ見マスト可シテ
居ルヤウニ見エマスガ、左様ニ解釋シ
テ宜シウガザイマセウカ

○高橋政府委員 御説ノ通りアゴザイ
マス

○高橋政府委員 標業シタ場合ニ、其
ノ標業ノ費用トシテ、預メ基金ヲ置ク
ト云フヨトハ、本法ノ禁止スル所デハ
アリマセヌノデ、自由ニナツテ居リマ
ス

フコトガ大分進ンダ來タヤウデゴザイ
マスルガ、ソレニ依シテ勞資ノ衝突ナ
ドモ鎮メルコトモ出來マスシ、其ノ他
又労働者ノ方ガ經營ワシタリ、ドツカ
ノ新聞社デヤツテ居ルヤウニ、經營者
ヲ排除シテ代ツテシマフト云フヤウナ
機會モ少クナツテ、兩方相助ケテ行ク
ヤウニナリマス、歐米ノ雇主ノ方ハ段々
紐ラ緩メテ、労働者ノ經營參加權ヲ
認メテ來テ居ルヤウニ拜見シマスガ、日本
デモサウ云フコトハ御考ヘニナリ
マセヌデセウカ

○高橋政府委員 労働者ノ經營參加ノ
問題デゴザイマス、是ハ大臣カラノ御
答辯ガアリマシタガ、經營參加ヲ法律
ニ依シテ強制スルコトハ致サナイデ、
労働契約其ノ他ノ契約ニ選サウ、而シ
テ労働者ガ經營ニ參加スルコトハ望マ
シイコトデアル、斯ウ云フヤウニ存ジ
テ居リマス

○川崎(已)委員 ソレト日本内地ニ於
テ朝鮮人、支那人ノ労働者ガ炭礦其ノ
他ニ労働イテ居リマシタガ、今歸リツ、
アリマス、是ガ他日日本ノ労働事情ノ
要望ニ依リマシテ又來ルコトガアルカ
モ知レマセヌガ、サウ云フ場合ニ華人
ヤ鮮人ノ間ノ労働組合ヲモ、比ノ法律
ニ依シテ認メル御意思デゴザイマスカ
○高橋政府委員 御答ヘ致シマス、朝
鮮人、支那人ニ對シマシテモ、本法ノ
適用ヲ我ガ日本ニ於テハ認メヨウト存
ジマス

○川崎(已)委員 更ニ此ノ問題ニ關聯
致シマシテ、日本ノ労働組合ガ、單ニ
組合ノ聯合體ヲ作ルコトハ本法デ認メ
テ居ル所デゴザイマスガ、其ノ聯合體
メケデハマダ立チ行カヌノデ、外國ノ
同種類ノ労働組合若シクハ其ノ聯合體
ト提携スル必要ガ或ル時ニハ超ルデヤ

ナイカト思ヒマス「ヴェルサイユ」デ持ヘ

マシタ國際労働機關ノ規定ノ前文ノ中

ニモ、斯様ニ其ノ點ヲ讀ムテ居リマ
ス、一國ニ於テ人道的労働條件ヲ採用
セガル時ハ他國ノ是ガ改善ヲ企圖ス
ルモノニ對シ贊同トナルベキニ依リ」
斯様ナ機關ヲ設ケルト云フコトデアツ
テ、之ニハ日本モ賛成ノ、大正八年ノ
「ワシントン」デ開カレタ第一回ノ國際
勞働會議ニ代表ヲ派遣シテ参加サセ、
昭和十二年以降テ續イタト思ヒマス、
斯様ニ一つノ國バカリデアリマセヌ
デ、國際勞働機關ニ連結ラスルコトヲ
御認ミナルカ、先年國際聯盟ヨリノ
脱退ニ於テ、日本ハ初メハ聯盟ハ脱退
シテモ、勞働會議ハ脱退ゼズニ居リマ
シタガ、ソレモ止マツテ居リマス、是
等ノ復活スル御意思ガオアリデセウ
カ、ソレヲ御ヒ致シマス

○高橋政府委員 我ガ國ノ労働組合
ト、國際關係トノ繋リ持タセル意思
アリヤ否ヤトノ御尋ネデアリマスガ、只
只今御承知ノヤウニ、國際關係ハ孤立
デゴザイマス、全世界國際關係ハ隔離サ
レテ居リマスノデ、現在ノ問題ニナラ
ナノデアリマス、唯將來國交ヲ許サ
レタ場合ニ、而モ條約ヲ成立スルトカ
云フコトガアリ得ルト思ヒマスガ、只
今ハ特ニ本法ニ關シテハ、何等ソレト
ハ關係ガナイ譯デアリマス

○高橋政府委員 大分假定ヲ含ンデノ
コトデアリマスカ、悲シイコトニ我ガ日
本ハ敗戰國デアリマシテ、御承知ノヤ
ウニ外交關係ヲ全部隔離サレテ居リマ
ス、隨ヒマシテ勞働運動ト雖モ其ノ中
ニ足ラナイ點ガ多々アルト思ヒマス、
ノデハナイカト云フ御質問デアリマス
ガ、拘ニ其ノ通リデアリマスガ、調停
等ニ付キマシテハ本法ハマダマダ規定
ニ足ラナイ點ガ多々アルト思ヒマス、
隨ヒマシテ現行ノ爭議調停法ヲ近イ將
來ニ於テ改正致シマシテ、其ノ缺陷ヲ
補ヒタイト思シテ居リマス、而シテ御
述ベノヤウナ場合ソモ、調停ノ拘束力ノ
問題ノ一ツシテ、其ノ中ニ考ヘテ見

シテモ、之ヲ受託シテ交際關係ヲ結ブ
ト云フコトハ、聯合國司令部ノ承認ニ
上起ツタ世界大戰争ト共ニ、色々變ツ
テ居リマシテ、「スイス」カラ其ノ本部
マデモ引揚ゲ、「カナダ」、米國「イギ
リス」ナドアチラノ仲間ダケデ會合
ヲ致シテ居ツタヤウデゴザイマス、ソ
レトハ別ニ新シイ運動ガ起リマシテ、
去ル十月、十一月「パリ」デ大キナ會合

○高橋(已)委員 國際聯盟ニ附屬シテ
居リマスル國際勞働機關ハ、第二回目
ニテ居ル所デゴザイマスガ、其ノ聯合體
メケデハマダ立チ行カヌノデ、外國ノ
同種類ノ労働組合若シクハ其ノ聯合體
ト提携スル必要ガ或ル時ニハ超ルデヤ

ヲ開イタコトハ當局モ御存知ノ通リデ
アリマス、ソレニ以前ハ外ノ方ニ立
法ノ大層良々出來テ居ル點ノ一ツダト
益ニ開シマシテ社會不安ノ來シ、公私
ニテ居リマスカ、此ノ點ハ述ヘマセヌ
ガ、其ノ決議ノ中ニ、是カラ「ドイツ」
ノ勞働者ニ對シテモ、我々ノ方カラ手
ヲ伸ベテ行ツテ教授ヲスル、段々ト條
件ヲ引上ケテヤルヤウニシタイ、斯ウ
云ノ項目ガアリマス、又他ノ項目ニハ、
「ドイツ」バカリデハナイ、日本ノ方ニ
モ左様ニシタイ、斯ウ云フ決議モ加ハ
ケテ居リマスガ、モ少し詳シク材料ヲ
持ツテ居リマスケレドモ時間ノ都合デ
止シマス、サウ云フ場合ニ向ニカラ手
仲ベテ、日本ノ勞働組合ガ相當ニ健
全ニ發達シマシタ場合、之ニ引入レヨ
ウトスル場合ニハドンナ風ニサセル積
リデアリマスカ、今カラ其ノ豫想ラス
ルコトモ餘り遠クナイカモ知レマセヌ
カラ、伺シテ置キタイ

○高橋政府委員 大分假定ヲ含ンデノ
コトデアリマスガ、悲シイコトニ我ガ日
本ハ敗戰國デアリマシテ、御承知ノヤ
ウニ外交關係ヲ全部隔離サレテ居リマ
ス、隨ヒマシテ勞働運動ト雖モ其ノ中
ニ足ラナイ點ガ多々アルト思ヒマス、
ノデハナイカト云フ御質問デアリマス
ガ、拘ニ其ノ通リデアリマスガ、調停
法ヲ改正致シマシテ、其ノ缺陷ヲ
補ヒタイト思シテ居リマス、而シテ御
述ベノヤウナ場合ソモ、調停ノ拘束力ノ
問題ノ一ツシテ、其ノ中ニ考ヘテ見

シテ居ルノデアリマスガ、現在ノ所ハ
ナラナイ所デアルト思シテ居リマス、
ニコチラニ招請ガアルト云ソコトデア
タイト云フ風ニ思シテ居リマス

○川崎(已)委員 近ク御制定ニナレバ
研究所ニデアリマス、北米合衆國ニ於テ
ソレヲ待ツ外ゴザイマセヌガ、只今御
研修中デゴザイマセウカラ、其ノ時ノ
御参考ニ申上ゲテ當局ノ御意向ヲ伺ヒ

○高橋政府委員 只今「アメリカ」ノ
タイノデアリマス、北米合衆國ニ於テ
ハ此ノ場合ニ於ケル禁止命令ヲ、裁判
所テ出スヤウニ特定シテ居リマス、是
セルコトヲ最後ノ鍵トシテ握シテ居ナ
ケレバ、治安が維持サレナイト思ヒマ
スガ、當局ノ御所見ハ如何デアリマス

セレ、近イ将来ノ爭議調停法ヲ改正ニ付テ
ノ御意見ヲ承リマシテ、拘ニ有益ナル御
質問トシテ参考ニ致シタイト思ヒマ

効合組成ノ歴史ヲ織ツテ見マスト、

効合組合ノ路ノアリマス「イギリス」等ニ比較スレバ、必ズシモ組合ノ結成

サレタ數竝ニ之ニ参加シタ効合者ノ數ハ多クナイノデアリマシテ、其ノ點ハ御述ノ通りデゴザイマス、併シナガ

ラ「ボソダム」共同宣言ニ依ツテ我ガ日本行クベキ途ガハツキリシテ居ルノ

デアリマス、斯ウ云フ情勢ノ下ニ於キマシテハ、恐ラク將來ハ相當活潑ニ組合

モ結成サレ、之ニ加入スル効合者ノ數モ殖エテ來ルノデハナカラウカト考ヘ

テ居リマス、本年十二月二十日マデニ厚生省ニ到着致シマシタ報告ヲ組合致

シマスト、ソレマデニ結成サレマシタ組合ガ六十五ゴザイマス、サウシテ組合員ノ總數ハ約七萬數千ト云フ風ニナ

敷、並ニ之ニ加入スル効合者ノ數ハドノモノガ其ノ族出シテ居リマス、

隨ヒマシテ日アランシテ此ノ組合ノ數、並ヒタイト思ヒマス！」正木君

○添田委員長 川崎君、「マダアナタノ御質問ノ途中デスケレドモ、大藏大臣ガ御急ギノヤウデスカラ、暫ク御譲リ

大體ノ狀況フ申上ゲテ御答ヘニ致シタ次第アリマス

○正木委員 私ハ此ノ機会ニ、大藏大臣ニ二點ニ付テ御所見ヲ承リタイト存ズルノデアリマス、「ハ「ボソダム」宣言ニ依ツテ、日本ノ國民層ノ中ノ底子ト致シマスル勤勞階級ノ解消運動ニ對スル一つノ方法トシテ、今議會結構ヲ法律ニ依ツテ認メ、更ニ團體交

涉權ヲ認メマシテ、社會的ニ其ノ地位

ノ向上ヲ圖リマスト共ニ、經濟ノ興隆ニ寄與セシムルト云フコトガ狙ヒテ

アリマス、隨テ此ノ効合組合法ノ骨子ヲ成スモノハ、即チ團體ノ團結構アリ、同時ニ交渉權アリマス、同時に

使用者側トノ間ニ於ケル團體協約等ノ立場ニ立ツテ產業ノ興隆ニ寄與ス

アルノデアリマス、然ラバ此ノ團體協約ヲナスコトニ依ツテ、人格的ニモ平

ルト云フコトハ、取リモ直サズ現在ノ我ガ民族ノ幸福ヲ願フノデアリマシテ、日本全國ニ於ケル勤勞階級ハ、斯

カル意圖ノ下ニ、產業ニ寄與スル爲ニモ私ハ質疑フ重ネタノデアリマスガ、

全國的ニ今効合組合ノ結成ヲ急ギ、又

効合組合ノ結成ヲ終ツテ居ルノデアリ

マス、唯厚生大臣トノ間ニ於キマシテ

此ノ團體ノ協約ヲナス場合ニ當ツテ、

最モ問題ニナリ得ルモノハ効合條件デ

アリ、其ノ効合條件ノ過半ヲ占メルモノハ即チ効合賞金デアルノデアリマ

ス、然ルニ現在ノ内閣ハ價格系列ニ對

トル團體契約ヲ締結致シマス爲ニツノ

スル技術的ナ處置ヲ満足ニ執ツテ居ラ

レマセス、「インフレ」防止ニ對スル根

本ノ施策明示致シテ居リマセス、隨

ハ俸給賞金、其ノ他ノ基本的ナコトヲ明示サレナイ限り、屢々大藏大臣ハ生産ノ興産ヲ圖ルコトガ當面最も急要

アーツノ需要者ガアリマンタ、ソレガスモノハ本當ノ任スベキカ、如何ナルモノハ放

ドン／＼需要致シマスカラ物ノ生産ガ

約ヲナスコトニ依ツテ、人格的ニモ平

等ノ立場ニ立ツテ團體協約等ノ立場ニ

アルノデアリマス、然ラバ此ノ團體協

約ヲナスコトニ依ツテ、人格的ニモ平

ルト云フコトハ、取リモ直サズ現在ノ我ガ民族ノ幸福ヲ願フノデアリマシ

テ、日本全國ニ於ケル勤勞階級ハ、斯

カル意圖ノ下ニ、產業ニ寄與スル爲ニ

モ私ハ質疑フ重ネタノデアリマスガ、

全國的ニ今効合組合ノ結成ヲ急ギ、又

効合組合ノ結成ヲ終ツテ居ルノデアリ

マス、唯厚生大臣トノ間ニ於キマシテ

此ノ團體ノ協約ヲナス場合ニ當ツテ、

最モ問題ニナリ得ルモノハ効合條件デ

アリ、其ノ効合條件ノ過半ヲ占メルモノハ即チ効合賞金デアルノデアリマ

ス、然ルニ現在ノ内閣ハ價格系列ニ對

トル團體契約ヲ締結致シマス爲ニツノ

スル技術的ナ處置ヲ満足ニ執ツテ居ラ

レマセス、「インフレ」防止ニ對スル根

本ノ施策明示致シテ居リマセス、隨

テ、然ルニ現在ノ内閣ハ價格系列ニ對

トル團體契約ヲ締結致シマス爲ニツノ

スル技術的ナ處置ヲ満足ニ執ツテ居ラ

レマセス、「インフレ」防止ニ對スル根

本ノ施策明示致シテ居リマセス、隨

テ、然ルニ現在ノ内閣ハ價格系列ニ對

トル團體契約ヲ締結致シマス爲ニツノ

スル技術的ナ處置ヲ満足ニ執ツテ居ラ

レマセス、「インフレ」防止ニ對スル根

本ノ施策明示致シテ居リマセス、隨

テ、然ルニ現在ノ内閣ハ價格系列ニ對

トル團體契約ヲ締結致シマス爲ニツノ

ツ、アルト云フコトハ否定シ難イ所デ

アリマス、終戰前ニ於キマシテハ大

任スベキカ、如何ナルモノハ放

ドン／＼需要致シマスカラ物ノ生産ガ

約ヲナスコトニ依ツテ、人格的ニモ平

ルト云フコトハ、取リモ直サズ現在ノ我ガ民族ノ幸福ヲ願フノデアリマシ

テ、日本全國ニ於ケル勤勞階級ハ、斯

カル意圖ノ下ニ、產業ニ寄與スル爲ニ

モ私ハ質疑フ重ネタノデアリマスガ、

全國的ニ今効合組合ノ結成ヲ急ギ、又

効合組合ノ結成ヲ終ツテ居ルノデアリ

マス、唯厚生大臣トノ間ニ於キマシテ

此ノ團體ノ協約ヲナス場合ニ當ツテ、

最モ問題ニナリ得ルモノハ効合條件デ

アリ、其ノ効合條件ノ過半ヲ占メルモノハ即チ効合賞金デアルノデアリマ

ス、然ルニ現在ノ内閣ハ價格系列ニ對

トル團體契約ヲ締結致シマス爲ニツノ

カト云フコトデアリマスガ、是モ眞ニ

マス、是ガ整理ヲ先づシテ如何ナルモ

カト云フコトハナカツタノデアリマ

ス、是ガ整理ヲ先づシテ如何ナルモ

カト云フコトハナカツタノデアリマ

難シイ問題アリマシテ、是ハ單ニ通貨ノ面カラノミ押ヘルコトハ、單純ニハ出來ナイコトハ御承知ノ通りアリマス、ソコデ私ハ始終生産タクト申シテ居リマスガ、是ハ大ニ意味ノ生産アリマシテ、其ノ中ニ本當ノ生産ヲ純粹ニ増加スルコト、或ハ偏在シテ居ル物資ヲ本當ニ出シテ貲蓄コト、供給造ツテ行クコト、總テアリマスガ、今マデノ公定價格其ノ儲得ハ、幾ラ造レト云ツテモ事實上經理の合ハナイカラ出來ナノイデアリマス、ソレデヤ之ヲ外シテ何處へ持ツテ行クカト云フトニナリマシテ、一つノ問題ニナリマスト、實ハ答ヘラレナイノガ現狀ダト思ヒマス、ソコデ私達ノ今考ヘ方ト就シマシテハ、コゝ暫クノ間仕方ガアリマセヌカラ、公定價格ナリ何ナリワ外シマシテ、サウシテ或ル段階へ持ツテ行ツテ一ツノ段階ヲ造努力ハ、到底無駄ダト思ヒマス、サウデナシニ、或ル程度マチ上げテ、ソコデ止メル、ソレハ結局今ノ主要食糧ノ價格ヲ基準トシタ所ア、何處カヘ持ツテ行ツテキツリソレニ系列ヲ造ル、所謂失調ヲ起サナイヤウニスルコトガ切ダト思ヒマス、サウ云フ意味ニギ

ス、ソコロスル、唯今直ギニ、マシテ是カラ努力ヲスル、唯今直ギニ、茲デ以テ物價ヲドウ云フ、風ニスルカト云フコトヲ仰セラレマシテモ、私ニハ云フコトハ御答ヘ出來ナイ、唯スルト云フコトハ御答ヘ出來ナイ、唯

問題ハ多少ノ期間ヲ得マシテ、生產ト

睨ミ合セ、茲デ以テ一ツノ均衡ヲ取ルト云フコトガ必要ナノアリマス、此ノ均衡ニ凡ニユル努力ヲ拂ツテ、均衡サソレカラ再生产的ニ原料ヲ取ツテ更ニ造ツテ行クコト、總テアリマスガ、シテハサウ御答ヘズル外ハナイト存ジ确保スルコト、ソレカラ輸入ノ問題、ソレカラ再生产的ニ原料ヲ取ツテ更ニ造ツテ行クコト、總テアリマスガ、ソレカラ再生产的ニ原料ヲ取ツテ更ニ

今マデノ公定價格其ノ儲得ハ、幾ラ造レト云ツテモ事實上經理の合ハナイカラ出來ナノイデアリマス、ソレデヤ之ヲ外シテ何處へ持ツテ行クカト云フトニナリマシテ、一つノ問題ニナリマスト、實ハ答ヘラレナイノ

シテハサウ御答ヘズル外ハナイト存ジシテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居シテハナイトカヌ、

○正木委員 率直ニ申上ゲマスト、何ダカ分シタヤウナ分ノナイト云フ結論ニ實ハナルノアリマスガ、不幸ニシテ私學間ガナイ爲ニ、大臣ノ今ノ展開ガシテ、殊々ナイト存ジマス、御滿足ヲ得ラレナカツタカモ知レマセヌケレドモ、御答ヘト致シマス

期間ニ於ケル現在ノ基準ノ取引方ト致シマシテハ、甚ダ不満足カラモ知レマセヌカ、現下ト云ト言ハザルヲ得ナイト存ジマス、御滿足ヲ得ラレナカツタカモ知レマセヌケレドモ、御答ヘト致シマス

得テ一億以上持ツテ來タ、是ハ本人ガ發表シタモノダ、「マッカーサー」カラ召喚状ガ來テカラ發表シテ居ルノダカラ、驕ガ言ヘバ却テ不利ニナルト恩フ。○荒澤國務大臣 私ハ其ノ新聞ヲ讀ミ

マセヌデシタガ、最近ニ於テサウ云フコトガアツタコトハ全然アリマセヌ、餘程古イコトアラウト思ヒマス、ズット今全部爲替管理ヲヤツテ居リマスカラ、サウ云フコトハナイト思ヒマス。

○赤尾委員 ソレハ重大ナコトデス、ドウ云フ譯デ兒玉君ダケニ「一億圓金ヲ運バシタカ、ドウ云フ經緯デ許シタカ、御調ベヲ願ヒタイ、私ハ驕カ本當カ分リマセヌガ、驕ノヤウダシ本當ノヤウダン、ドウモハツキリンナイ、國民ノ多クノ話題ニナツテ居リマシテ、國民思想ヲ悪化スル一ツノ原因ニそナツテ居リマスカラ、一ツ御調査ヲ御願ヒシタインデアリマス。

○添田委員長 川崎君、先刻ニ引續イテ御質問ヲ願ヒマス。○川崎(巳)委員簡單ニ厚生大臣ニ二、三ノ點ヲ御伺ヒシタイト思フノデアリマス、今回ノ臨時議會ハ其ノ初ニ當リマシテ、前月ノ二十七日ニ開院式ノ勅語ヲ賜ハリマシタ、其ノ勅語ノ中ニ「朕ハ國務大臣ニ命シテ衆議院議員選舉法ノ改正其ノ他緊急ナル議案ヲ帝國議會ニ提出セシム」斯ウ云フ御言葉ガゴザイマシテ、選舉法ノ改正ノ次

○赤尾委員 ソレハ重大ナコトデス、ドウ云フ譯デ兒玉君ダケニ「一億圓金ヲ運バシタカ、ドウ云フ經緯デ許シタカ、御調ベヲ願ヒタイ、私ハ驕カ本當ノヤウダン、ドウモハツキリンナイ、國民ノ多クノ話題ニナツテ居リマシテ、國民思想ヲ悪化スル一ツノ原因ニそナツテ居リマスカラ、一ツ御調査ヲ御願ヒシタインデアリマス。

○添田委員長 川崎君、先刻ニ引續イテ御質問ヲ願ヒマス。○川崎(巳)委員簡單ニ厚生大臣ニ二、三ノ點ヲ御伺ヒシタイト思フノデアリマス、今回ノ臨時議會ハ其ノ初ニ當リマシテ、前月ノ二十七日ニ開院式ノ勅語ヲ賜ハリマシタ、其ノ勅語ノ中ニ「朕ハ國務大臣ニ命シテ衆議院議員選舉法ノ改正其ノ他緊急ナル議案ヲ帝國議會ニ提出セシム」斯ウ云フ御言葉ガゴザイマシテ、選舉法ノ改正ノ次

○赤尾委員 ソレハ重大ナコトデス、ドウ云フ譯デ兒玉君ダケニ「一億圓金ヲ運バシタカ、ドウ云フ經緯デ許シタカ、御調ベヲ願ヒタイ、私ハ驕カ本當ノヤウダン、ドウモハツキリンナイ、國民ノ多クノ話題ニナツテ居リマシテ、國民思想ヲ悪化スル一ツノ原因ニそナツテ居リマスカラ、一ツ御調査ヲ御願ヒシタインデアリマス。

○赤尾委員 ソレハ重大ナコトデス、ドウ云フ譯デ兒玉君ダケニ「一億圓金ヲ運バシタカ、ドウ云フ經緯デ許シタカ、御調ベヲ願ヒタイ、私ハ驕カ本當ノヤウダン、ドウモハツキリンナイ、國民ノ多クノ話題ニナツテ居リマシテ、國民思想ヲ悪化スル一ツノ原因ニそナツテ居リマスカラ、一ツ御調査ヲ御願ヒシタインデアリマス。

○赤尾委員 ソレハ重大ナコトデス、ドウ云フ譯デ兒玉君ダケニ「一億圓金ヲ運バシタカ、ドウ云フ經緯デ許シタカ、御調ベヲ願ヒタイ、私ハ驕カ本當ノヤウダン、ドウモハツキリンナイ、國民ノ多クノ話題ニナツテ居リマシテ、國民思想ヲ悪化スル一ツノ原因ニそナツテ居リマスカラ、一ツ御調査ヲ御願ヒシタインデアリマス。

○赤尾委員 ソレハ重大ナコトデス、ドウ云フ譯デ兒玉君ダケニ「一億圓金ヲ運バシタカ、ドウ云フ經緯デ許シタカ、御調ベヲ願ヒタイ、私ハ驕カ本當ノヤウダン、ドウモハツキリンナイ、國民ノ多クノ話題ニナツテ居リマシテ、國民思想ヲ悪化スル一ツノ原因ニそナツテ居リマスカラ、一ツ御調査ヲ御願ヒシタインデアリマス。

○赤尾委員 ソレハ重大ナコトデス、ドウ云フ譯デ兒玉君ダケニ「一億圓金ヲ運バシタカ、ドウ云フ經緯デ許シタカ、御調ベヲ願ヒタイ、私ハ驕カ本當ノヤウダン、ドウモハツキリンナイ、國民ノ多クノ話題ニナツテ居リマシテ、國民思想ヲ悪化スル一ツノ原因ニそナツテ居リマスカラ、一ツ御調査ヲ御願ヒシタインデアリマス。

○赤尾委員 ソレハ重大ナコトデス、ドウ云フ譯デ兒玉君ダケニ「一億圓金ヲ運バシタカ、ドウ云フ經緯デ許シタカ、御調ベヲ願ヒタイ、私ハ驕カ本當ノヤウダン、ドウモハツキリンナイ、國民ノ多クノ話題ニナツテ居リマシテ、國民思想ヲ悪化スル一ツノ原因ニそナツテ居リマスカラ、一ツ御調査ヲ御願ヒシタインデアリマス。

テ、専門家ノ會合ニ於テ既ニ前後二回會議ヲ開キマシテ、具體的ノ素方達カラズ出來テ來ルト恩ヒマス、其ノ案ガ適選舉ヲ行ハレバ、其ノ總決算以後、若シ普通ニ帝國議會が蓋ヲ開ケルコトガ出來ルナラバ、明年一月以後ノ會期ニ於テ必要ナ豫算ヲ提出シテ、恐らく八月末日マヂニハ議會ノ協賛ヲ經ルコトガ出來マスカラ、來年四月勿々必要ナ資金ヲ出スコトガ出來ル、斯ウ云フ案ア、今回ノ臨時議會ニハ其ノ豫算ヲ請求スル手續ヲ執ラナカツタノア、ガトガ出来マスカラ、來年四月勿々必

要ナ資金ヲ出スコトガ出來ル、斯ウ云フ案ア、今回ノ臨時議會ニハ其ノ豫算ヲ請求スル手續ヲ執ラナカツタノア、ガトガ出来マスカラ、來年四月勿々必

要ナ資金ヲ出スコトガ出來ル、斯ウ云フ案ア、今回ノ臨時議會ニハ其ノ豫算ヲ請求スル手續ヲ執ラナカツタノア、ガトガ出来マスカラ、來年四月勿々必

要ナ資金ヲ出スコトガ出來ル、斯ウ云フ案ア、今回ノ臨時議會ニハ其ノ豫算ヲ請求スル手續ヲ執ラナカツタノア、ガトガ出来マスカラ、來年四月勿々必

要ナ資金ヲ出スコトガ出來ル、斯ウ云フ案ア、今回ノ臨時議會ニハ其ノ豫算ヲ請求スル手續ヲ執ラナカツタノア、ガトガ出来マスカラ、來年四月勿々必

管轄ノ労働問題ニ適用スレバ、斯縛ナ
労働組合法ヲ是ダケデモ作ルコトニナ
ルノハ當然ト思ヒマス、所ガ立法ノ動
機ガ單ニソレダケデアルカ、ソレトモ
恩給法ノヤウニ、若シクハ財産税、戰
時利得税ヲ云々セヨト云フ事柄ノヤウ
ニ、何處カラカ御指令ガアツテ、サウ
シテ要案シタノカドウデアルカ、御指
令ガアレバ其ノ指令ナルモノハ議會ノ
協賛權モ押潰ス、實際ハ別トシテ……

現窟ニナリマスガ、松本國務大臣ハ貴
族院ノ或ル會議ニ於テ、「マツカー
サー」司令部ノ權力ハ天皇及日本政府
ノ權力ヲ拘束シ其ノ權下ニ置クケレド
モ、司法權ハ抑ヘラレナイヤウニ思フ
ト、斯ウ言ツテ居ラレマスガ、然ラバ
立法權ハドウデアリマセウカト云フコ
トガ私共疑問デアリマス、ソユデ若シ
何處カ他所ノ力代以テ命ゼラレテ居ル
ノナラバ、詳シイ第何章第何節ト云フ
コトハソレハ厚生省等デ以テ仕上ラシ
タノデ、是ハ政府ノ御要案ニ達ヒナイ
ケレドモ、何カ三箇所カ五箇所カ骨子
ヲ示サレテ、ソレニ依ルト云フコトナ
ラバ、ソレハ立法院デ以テ修正ナリ否
決ナリ手ヲ著ケルコトガ出來ナイ、斯
ウ云ノ問題ニナツテ來マスノデ、左様
ナコトヲ差支ヘナイ限リ私共立法院ニ
立ツ者ノ参考ノ爲ニ御話ヲ願ヒタイト
思ヒマス

●菅田國務大臣 只今ノ御質問ニ御答
へ致シマス、既ニ「ボツダメ」宣言ニ依
ワテ九月二日以後、日本ノ將來ハアノ
十三項目ニ副ウテ行動スル必要ヲ生ジ
タノデアリマスカラ、當分ノ間之ニ副
ハナイ方向ニ行クコトガ出來ナイコト
ニナツテ居ルノハ川崎君ノ御指摘ノ通
リデアリマス、隨テ近キ將來、出來ル
ダケ早ク所謂民主化ノ爲ニ、近代精神

ニ則リテ勞資ノ問題ヲ調節スル必要ヲ
生ジタコトハ、誰モ承知シテ居ツタノ
ニ於テモ、左様ナ考ヘテ持ツテ居ツタ
シテ要案シタノカドウデアルカ、御指
令ガアレバ其ノ指令ナルモノハ議會ノ
ノ會見ノ際、必要ナル改革ヲ行ラベキ
後ニ「マツカーサー」元帥ト幣原總理ト
五項目ヲ先方カラ申出シタノデアリマ
ス、其ノ五項目ノ一ツトシテ、勞働權
級ト產業平和ノ維持ノ爲ニ労働組合法
ヲ制定スルコトガ望マシイ、ト云フ文
件ガアリマシテ、其ノコトハ當時ノ新
聞テ御覽ニナツタ通りアリマス、併
シナガシ此ノ労働法ノ立案ニ當リマシ
テ、一々ノ簡條ヲ先方カラ指圖シタ
云フヤウナ事實ハアリマセヌ、當時經
濟ノ部門ヲ擔任シテ居リマス一人ノ
シモ此ノ法案バカリデハアリマセス、
「アメリカ」軍人ガ、勞働立法ヲ提案ス
ル前ニ一度通告ヲ受ケタイト云フコト
ヲ申込ンデ居リマス、其ノコトハ必ズ
御不在中御答辯ヲ得マシテ、又私ノ大
キナ「ボイント」ニ付テノ説明モ希望モ
イマスガ、是ハ政府委員カラアナタノ
申上ゲテ置キマンタカラ、ソレハ政府
委員カラ窓口御聴キ取リヲ願フコトニ
致シ、此處デハ線返サヌコトニシテ私
ノ質問ハ是チ終リマス

○添田委員長 ソレデハ本日ハ是ニテ
散會シテ、明日ハ午前十時ヨリ正確ニ
御出席ヲ願ヒマス

午後五時三十三分散會

○川崎(已)委員 事情了承致シマシ
タ、ソコデ内容實質ニ關スル件アゴザ
イマスガ、是ハ政府委員カラアナタノ
コトガ義務ナリトサレテ居ル、リウ云
コトガ義務ナリトサレテ居ル、リウ云
フ意味ニ於テ労働法案モ、衆議院議員
選舉法改正案モ同ジ立場ニアリマス、
併シナガラソレヨリモ、選舉法ヨリモ
一層重大ナ關心ヲ持ツテ、労働法案ノ
成行ニ注意ヲ與ヘテ居ルカニ想像サレ
マス、サウ云フ意味ニ於キマシテ、非
公式ニ厚生省ノ者ト先方ノ者ト數回ニ
瓦リ會談ヲ重ねタコトガアリマス、サ
ウ云フ譯デアリマスカラ、實質的ニハ
ビ立法院ノ行動スルコトニナリ
マセウ、ケレドモ此ノ會談ニ於テ労働
法案ニ修正ヲ加ヘルコトガ出來ナイカ
ト言ヘバ、ソレハ議會獨自ノ見解ニ於

昭和二十一年一月二十八日印刷

昭和二十一年一月二十九日發行